

生駒市規則第 8 号

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成 27 年 1 2 月生駒市規則第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 号中「（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）」を削り、同条を第 1 4 条とする。

第 1 2 条中「1 0 の項」を「1 1 の項」に改め、同条を第 1 3 条とする。

第 1 1 条中「9 の項」を「1 0 の項」に改め、同条を第 1 2 条とする。

第 1 0 条中「8 の項」を「9 の項」に改め、同条を第 1 1 条とする。

第 9 条中「7 の項」を「8 の項」に改め、同条を第 1 0 条とする。

第 8 条中「6 の項」を「7 の項」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条中「5 の項」を「6 の項」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条中「4 の項」を「5 の項」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条中「3 の項」を「4 の項」に改め、同条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

第 5 条 条例別表第 1 の 3 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 1 9 条第 1 項に準じて行う保護の実施に関する事務

- (2) 生活保護法第24条第1項に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 生活保護法第25条第1項に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項に準じて行う職権による保護の変更に関する事務
- (4) 生活保護法第26条に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活保護法第63条に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務
- (6) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

別表の1の項中「生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報」を「生活保護法による保護の実施、保護の開始若しくは変更、職権による保護の開始若しくは変更若しくは保護の停止若しくは廃止に関する情報」に改め、同表中9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、同表の7の項中「（昭和34年法律第141号）」を削り、「支援給付又は」を「支援給付若しくは」に、「介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付関係情報」という。）」を「介護保険給付関係情報」に改め、同項を同表の8の項とし、同表中3の項から6の項までを1項ずつ繰り下げ、2の項の次に次のように加える。

3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	医療保険給付関係情報、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報、同法による療育の給付の支給に関する情報、障害児通所支援関係情報、生活保護関係情報、生活保護法による就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報、地方税関係情報、特別
------	-----------------------------	---

		<p>支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による経費の支弁に関する情報、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による援助の実施に関する情報、国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する情報、同法による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報、同法による障害児福祉手当、特別障害者手当若しくは福祉手当の支給に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、雇用保険法（昭和49年法律第116号）による失業等給付若しくは育児休業給付の支給に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付関係情報」という。）、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する情報、障害者自立支援給付関係情報、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）による職業訓練受講給付金の支給に</p>
--	--	---

		関する情報、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)による年金生活者支援給付金の支給に関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報又は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項
--	--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。